

2020年7月11日

日本スポーツ社会学会 会員各位

日本スポーツ社会学会事務局長
石坂友司

日本スポーツ社会学会 2019 年度総会採決結果（最終報告）

2020年6月20日（土）9時より審議を開始し、6月27日より採決を開始した総会の最終報告をお知らせいたします。ご投票いただいた会員各位に御礼申し上げます。周知の通り、第9号議案の投票やり直し（7月4日（土）9時～7月10日（金）17時まで）がありました関係で、予定した7月3日より1週間結果の確定が延びました。ご迷惑をおかけしたこと、改めてお詫び申し上げます。

下記にありますように、「日本スポーツ社会学会総会運営細則」第8条2項の規程により、行使された議決権の過半数の賛成を得られましたので、すべての議案が承認されました。

「日本スポーツ社会学会総会運営細則」

（決議の方法）

第8条 出席正会員の議決権の過半数を以て決議とし、可否同数の場合は議長が決定する。

2 第4条4項に規定される、書面や電磁的方法等を用いて総会が開催される場合は、書面若しくは電磁的方法によって行使された議決権の過半数を以て決議とする。可否同数の場合は議長が決定する。

採決結果

議案	投票総数	賛成	反対	棄権・無効	結果
第1号議案	51	51			承認
第2号議案	51	51			承認
第3号議案	51	51			承認
第4号議案	51	51			承認
第5号議案	51	50		1	承認
第6号議案	51	51			承認
第7号議案	51	51			承認
第8号議案	51	50	1		承認
第9号議案	31	31			承認

第 10 号議案	51	51	承認
第 11 号議案	51	51	承認
第 12 号議案	51	51	承認
第 13 号議案	51	51	承認

※6/29 の投票やり直し後に重複投票された 1 件を除外（それ以外の投票番号は有効）
第 14 号議案（その他）は特に議案が提出されなかったため除外した。

意見

【事前質疑】

- ・総会資料 22 ページの最下部、「その他、HP 上の記載の明確化」についてですが、現行が「これまでの二回から最長で四回まで増やします」となっているのであれば、もう四回に増えているわけですから、改正案は「査読－修正回数を三回にします」がよいのではないかと思いました。（高峰修会員）

→指摘に対応して資料を修正、修正点を大会ホームページに掲載しました。

【採決】

- ・第 6 号議案につきまして、事務局案は致し方ないとは思いますが、これまで総会で可決されてきた決算の扱い等はどうかのでしょうか。とにかく学会運営の態勢立て直しを確実に進めてもらいたいと思います。（前田和司会員）

→指摘の点は 2017 年度総会「第 2 号議案 2017 年決算報告」において、余剰金の発生とともに報告され、単年の収支に問題がなかったことから、余剰金を収入に含めることで総会承認がなされています（総会議事録をご覧ください）。従いまして、会計処理上は問題がありましたが、決算そのものの修正は必要ないと考えられます。余剰金発生の原因の一部が今回判明したことから、特別会計への移算を含む修正処理を行いました。

なお、会計処理にかかる態勢の確立については総会でも報告いたしましたが、支払い機能の事務局への一本化、基本的に立替払いを行わないこと、出納のダブルチェックによって成し遂げられていると考えています。

- ・会則の改正について、学生会員のところで、なお書き以下の部分ですが、一度でも教育、関連する研究機関に常勤として所属したものは学生会員になれないという点ですが、常勤（常勤教員、任期制教員を含むか否か等、企業であれば教育関係企業も含むのか等）をどのように規定するのかも含め、例えば一度常勤の教員として就職し、離職してやはり大学院で学びたいという学生さんが時にいらっしゃいます

が、すでにやめて学生のみということであれば、学生会員でよいように思いますが、いかがでしょうか。また、社会人として教育関係企業で働いている人が働きながら大学院で学びたいという方も排除できるでしょうか。社会人入試の充実が大学院での課題となっていますが、そことも関連するように思います。その意味で、一度、正会員になったものは、学生会員になれないという表現は一定程度有効のような気がします。以上、意見です。(松尾哲矢会員)

→該当箇所の記述に誤りがありましたので、資料を修正の上、第9号議案の審議やり直しを行い、承認を得ました。

以上